

3. 社会教育主事課程

社会教育主事は、都道府県及び市町村の教育委員会事務局に配置される職員で、「社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える」ことを職務内容としています。

社会教育主事は、専門的教育職員とされているので、地方公共団体によっては、特別採用を行う場合がありますが、通常は一般職として採用し、のちに本人の希望その他により社会教育の職場に配属となる形をとる例が多いようです。また、社会教育・生涯学習関係の団体、企業等において社会教育主事資格を有することを条件として職員として勤務する例もみられます。

なお、本学で所定の単位を修得した場合、「社会教育主事となるための単位修得証明書」を卒業時に交付します。

履修上の注意

- 1) 「社会教育実習」（4年次開講）の履修を希望する学生は、3年次終了までに「生涯学習概論Ⅰ」および「社会教育演習」を修得していなければならない。また、「社会教育演習」（3年次開講）受講時に、「社会教育実習」に関する事前調査票を必ず提出しなければならない（調査票についての詳細は授業時に指示する）。
- 2) 場合によって、受講人員の制限や、受講科目の指定を行うことがある。

社会教育主事開講講座表

	授 業 科 目	開講	単位	開講学年				備考
				1年	2年	3年	4年	
必修科目 2科目8単位	生涯学習概論Ⅰ	通年	4			○		
	社会教育計画	通年	4			○		
選択必修 4単位以上	社会教育演習	通年	2			○		
	社会教育実習	通年	2				○	
	社会教育課題研究	通年	4			○		
特講Ⅰから選 択Ⅲの各分 野科から 4単位以上 計 12単位以上	社会教育特講Ⅰ	青少年問題と社会教育	通年	4			○	
		成人教育	通年	4			○	
		余暇と社会教育	通年	4				○
		人権教育論	半期	2			○	
		家庭教育論	半期	2		○		
		ジェンダーと社会教育	半期	2			○	
	社会教育特講Ⅱ	現代社会と社会教育	半期	2			○	
		社会教育施設	通年	4			○	
		企業内教育	通年	4			○	
		社会視聴覚教育Ⅰ	半期	2			○	
社会視聴覚教育Ⅱ		半期	2			○		
図書館概論		半期	2		○			
図書館制度・経営論		半期	2			○		
社会教育特講Ⅲ	博物館概論	半期	2	○				
	博物館情報・メディア論	半期	2			○		
	社会教育事業と活動	半期	2			○		
	教育の原理	半期	2	○			教職専門科目※注1	
	教育と社会	半期	2	○				
	マスコミュニケーション論ⅠA	半期	2			○		
	マスコミュニケーション論ⅡA	半期	2			○		
	日本美術史A	半期	2	○			文学部開講科目	
	日本美術史B	半期	2	○				
	現代文化論	半期	2			○		
	映像文化論	半期	2			○		
	行政法Ⅰ	通年	4		○			
	少年法A	半期	2			○	法学部開講科目 ※注2	
	少年法B	半期	2			○		
	消費者法	半期	2			○		
地方自治論A	半期	2		○				
地方自治論B	半期	2		○				
行政学A	半期	2			○	経済学部開講科目		
行政学B	半期	2			○			
地域社会問題入門	半期	2			○			
消費者主権の経済学	半期	2			○			
消費情報教育	半期	2			○			
社会保障の基礎	半期	2	○			人間開発学部開講科目		
少子高齢社会と社会保障	半期	2			○			
地域教育社会学	半期	2			○			
地域社会と健康指導	半期	2			○			
健康管理論	半期	2		○				
体育社会学	半期	2		○				

○で示す開講学年で履修することが望ましいが、その学年以降であれば履修することができる。

※注1) 教職課程非選択者が履修する場合は、教務課の窓口へ申し出ること。

※注2) 経済学部生が、「地方自治Ⅰ」を修得した場合は「地方自治論A」「地方自治Ⅱ」を修得した場合は「地方自治論B」の単位として充当できる。